

前回から継続審議した苦情事案等3件及び委員意見1件の検討結果について  
 (平成21年11月1日～22年5月20日受付分)

	No.	局所	苦情等件名	検討結果
苦情	1	茨城	健康保険の被扶養者認定及び資格喪失の時期について、年金事務所から誤った説明を受けたことに納得いかない。	本件については、改善に向けたあっせんを行う方向で検討することとして、審議を終了した。
	2	東京	成田空港の第2ゲート先で国際線到着と出発を表示している案内標識は、同じ青地白文字の看板であるため、自動車に乗って通過する人からは瞬時に識別しづらい。	本件については、改善に向けたあっせんを行う方向で検討することとして、審議を終了した。
	3	神奈川	ハローワークで求職中だが、失業保険認定の窓口では求職者をフルネームで呼んでいる。プライバシー保護の観点から、番号札等で呼ぶよう改善してほしい。	本件については、改善に向けたあっせんを行う方向で検討することとして、審議を終了した。
	4	東京	年金事務所に3回年金相談に訪れたが、3回とも受付から3時間以上待たされ、相談時間は十数分で半日以上つぶれてしまった。当該年金事務所・年金相談窓口の早急な改善をお願いしたい。	本件については、改善に向けたあっせんを行う方向で検討することとして、審議を終了した。
意見	5	関東	職業訓練による委託訓練生は専門学校での2年間の訓練後、介護福祉士の資格は取得できるが、自費で入学した一般学生と異なり、専門士の称号が与えられないので見直しを行うべきである。	職業訓練の委託・受託機関等において認識が異なっている状況であることから、厚生労働省及び文部科学省を再度調査することとして、継続審議事案とした。